

## 石川町公告 第 2 号

地域計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和6年3月12日

石川町長 塩田 金次郎



### 1 地域計画（案）を作成した地区

- (1) 石川地区（和久集落、王子平集落、新屋敷集落）
- (2) 沢井地区（古内集落、下沢井集落、上沢井集落、竹柄集落）
- (3) 山橋地区（南山形後集落、南山形前集落）

### 2 縦覧場所

石川町役場 農政課

石川町字長久保185番地の4

### 3 縦覧期間

令和6年3月12日～令和6年3月25日

### 4 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送又は持参により縦覧期間満了の日までの提出とする。意見書には個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、地域計画書（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。